

助成上限

10万円

職場環境づくりを目指す事業主を応援します！

育児休業制度 推進事業助成金



働 き 方 改 革

就業規則の作成費用を助成します！

日田市では、働きやすい職場環境づくりとワーク・ライフ・バランスを推進するため、労働者10人未満の事業所が就業規則作成・整備にかかる費用の一部を助成しています。

「育児・介護休業法」に関する規定を含めて、作成・整備している就業規則が、助成の対象となります。その他、詳細は右下の二次元コードから要綱をご確認ください。

この機会に、職場環境の改善と企業の成長を進めてみませんか？

助成対象者

- ①市内に本社もしくは事業所を有する事業主
- ②常時使用する労働者が10人未満の事業所の事業主
- ③新たに就業規則の作成を依頼し労働基準監督署へ届け出ていること
- ④過去に当助成金を受けていないこと
- ⑤市税の滞納がないこと

申請に必要な書類

- ①交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ①作成費用に係る領収書の写し
- ②就業規則の写し
- ③労働基準監督署において届け出が受理されたことがわかる書類
- ④従業員数が確認できる書類
- ⑤本社もしくは事業所の所在地が確認できる書類
- ⑥滞納のない証明書

日田市 商工労政課 雇用移住促進係（市役所3階）

[所在地] 〒877-8601 大分県日田市田島2-6-1

[問合せ] 0973-22-8383 / [メール] shokoh@city.hita.lg.jp

※申請書類のダウンロードは右記二次元コードから

